

令和2年第4回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第2日目）
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 令和2年12月10日（木） 午前10時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第151号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第10号）
- 4 出席委員（9名）
- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 鈴木好彦君 | 2番 | 上村正朗君 |
| 3番 | 富樫雅男君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 鈴木いせ子君 | 6番 | 鈴木一之君 |
| 7番 | 長谷川孝君 | 委員長 | 大滝国吉君 |
| | 副委員長 | | 小杉武仁君 |
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（4名）
- | | | |
|-------|------|------|
| 菅井晋一君 | 高田晃君 | 渡辺昌君 |
| 木村貞雄君 | | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|---------------|--------|
| 副市長 | 忠聡君 |
| 税務課長 | 長谷部俊一君 |
| 同課収納対策室長 | 鈴木涉君 |
| 市民課長 | 八藤後茂樹君 |
| 同課市民年金室長 | 川村勇治君 |
| 環境課長 | 田中章穂君 |
| 同課生活環境室長 | 本間研二君 |
| 保健医療課長 | 信田和子君 |
| 同課国保室長 | 佐藤克也君 |
| 同課健康支援室長 | 志田淳一君 |
| 介護高齢課長 | 小田正浩君 |
| 同課高齢者支援室長 | 山田美和子君 |
| 同課介護保険室長 | 高橋洋一君 |
| 同課介護保険室副参事 | 近藤知子君 |
| 同課地域包括支援センター長 | 田中加代子君 |
| 福祉課長 | 木村静子君 |
| 同課福祉政策室長 | 石田浩二君 |
| こども課長 | 中村豊昭君 |
| 同課子育て政策係課長補佐 | 高橋朗君 |
| 同課子育て支援室長 | 平山祐子君 |
| 同課子育て支援室副参事 | 小林毅君 |

同課子育て支援室係長

石山留美君

10 議会事務局職員

局長 小林政一
書記 菅井洋子

(午前10時59分)

特別委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

○本日の審査は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には市民厚生常任委員長、副分科会長には市民厚生常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長(長谷川 孝君)市民厚生分科会の開会を宣する。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第2 議第151号 令和2年度村上市一般会計補正予算(第10号)のうち市民厚生分科会所管分を議題とし、最初に歳入について予算付託表記載順に担当課長(保健医療課長 信田和子君、福祉課長 木村静子君、介護高齢課長 小田正浩君、環境課長 田中章穂君、市民課長 八藤後茂樹君、税務課長 長谷部俊一君、こども課長 中村豊昭君)から説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出及び債務負担行為についての説明を受け、その後歳出及び債務負担行為についての質疑に入る。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(説明)

介護高齢課長 それでは、歳入、10、11Pである。13款分担金及び負担金、2項2目民生費負担金、説明欄の1、軽度生活援助サービス利用料9万9,000円だが、利用者増加のためこれまでの実績をベースにこれからのものを見込んで追加するものである。

第15款 国庫支出金

(説明)

保健医療課長 では、15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、説明1の保険基盤安定負担金206万7,000円は、保険者支援分として国の負担額確定による増額分である。

福祉 課長 次の説明欄の2、障害者自立支援給付費負担金2,907万1,000円は、障害福祉サービス事業の新規の開始や利用者の増に伴い事業費が増額となったため、国庫負担金を補正するものだ。負担率は2分の1となっている。続いて、説明欄の3、障害児通所サービス費負担金2,545万5,000円は、放課後等デイサービスの事業所の新規開始や利用者が増加したことに伴い事業費が増額となったため、負担金を補正するものだ。負担率は2分の1だ。

- 市民 課長 続いて、15款2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金の説明欄の4、社会保障・税番号制度システム整備費補助金149万6,000円である。こちらのほうは、国が令和5年度中に運用開始を予定しているマイナンバーによる戸籍情報の連携に向けてのシステム改修費用の補助である。
- 福祉 課長 その次、15款2項2目1節社会福祉費補助金、説明欄の1、障害者総合支援事業費補助金459万3,000円は、来年度の報酬改定に伴うシステム改修の補助金である。補助率は2分の1だ。なお、歳出については、総務課の既決予算で対応いたす。
- こども課長 それでは、次の15款2項2目2節児童福祉費補助金の説明欄1、子ども・子育て支援交付金267万2,000円であるが、これは新型コロナウイルス感染症対策ということで、学童保育所において感染防止のために必要な物資等を購入する経費として、国が10分の10の補助率で補助金を交付金をつけてくれるということになって、こちらが264万円。それから、歳出に関係ある部分なのだけれども、歳出の23Pのほうに9万6,000円の補助費の支出があるのだが、その補助金の財源として3分の1の3万2,000円、こちらが認定こども園の運営事業経費関係で3万2,000円の歳入が補正になる。合わせて267万2,000円の補正となる。
- 保健医療課長 15款2項3目の衛生費国庫補助金、説明欄1の母子保健衛生費国庫補助金73万6,000円は、オンラインによる保健指導等の実施及び乳児の健康診査の個別実施に係る経費分で、補助基準額の2分の1交付分である。なお、歳出については、既に補正で対応済みであって、このたび国の第2次補正予算分の交付決定が来たので、歳入のほうを計上させていただいたものである。

第16款 県支出金

(説明)

- 保健医療課長 続いて、16款県支出金、1項1目民生費県負担金、説明欄1の保険基盤安定負担金164万4,000円は、保険者支援分、保険税軽減分としてそれぞれ県負担額の確定による増額である。説明欄2の後期高齢者医療基盤安定負担金24万6,000円は、同じく額の確定によるものである。
- 福祉 課長 続いて、説明欄3、4については、先ほどの国庫負担金と同じ内容の県負担分である。負担率は4分の1だ。
- 介護高齢課長 次に、16款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、説明欄1、高齢者・障害者向け住宅整備費補助金63万9,000円であるが、利用者増加のためこれまでの実績をベースにこれからのものを見込んで追加するものである。補助率は2分の1である。
- こども課長 次の子ども・子育て支援交付金であるが、先ほど国庫補助金のほうで内訳として3万2,000円の国庫補助があると申し上げたが、同じ歳出に対しての財源3分の1の補助率で、県の補助金も3万2,000円入っている。

第21款 諸収入

(説明)

- 福祉 課長 それでは、次のページ、12P、13Pを御覧ください。21款諸収入、6項5目1節過年度収入、説明欄1、過年度生活保護費等県費負担金159万8,000円は、令和元年度生活保護費等県費負担金の実績による追加交付である。以上だ。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質 疑)

鈴木 好彦 2項1節の、市民課長にお伺いするけれども、システム整備補助金が新規で出ている。これマイナンバーとのいろいろ調整の中でやっていくのだろうけれども、いろんな情報が入ってくる。免許証等になるのだとか、保険証になるのだとか、このシステム整備ができることによって市民が分かりやすく、市民にとってどのような状況が出現するのかちょっと説明いただけるか。

市民 課長 今回補正したこのシステム整備補助金に関わるシステム改修の関係だけれども、これ法務省のほうで戸籍のシステムを構築いたして、それに各市町村の戸籍の情報が行くと。そこにマイナンバーと関連づけることで、全国どこからでも本籍地の戸籍の情報を得ることができるという形になる。例えば言うと、村上市に本籍のある方が横浜市で婚姻届を出すというときに、本来であれば戸籍謄本等を添付しなければならないのだが、そのシステムを活用して情報を得ることができるので、添付が不要になる。あるいは、ごく一般的にやるのが戸籍謄本を欲しいのだけれどもといったときに、本来であれば直接村上市においでになるか、ご家族あるいは代理人にお願いする、あるいは郵送請求をするという手続は必要なところなのだけれども、それが住んでおられるまちで戸籍の謄本を取得することができるので、そういうふうな形になる。

鈴木 好彦 結局は市が担当する部分の戸籍という形で、マイナンバーの全てを市ができるわけではないので、あれなのだけれども、ただもし情報として持っておられるのであれば、例えば保険証代わりになるとか、あるいは免許証代わりにもなるのかどうか分からないけれども、その辺の計画、いつ頃までできるよということがもしお分かりだったら教えていただけるだろうか。

市民 課長 様々な政府の発表で報道等はされているけれども、今のところ決まっているのは、保険証としての利用が3月から始まると、それだけである。

富樫 雅男 2項3目の母子保健のところ、先ほどオンライン診療が始まっているというようなお話だったけれども、ちょっと実情を教えてください。

保健医療課長 オンライン診療ではなくて、オンラインによる保健師とか、栄養士による保健指導をコロナ禍の中なので、行おうというところで申請をして交付を受けたものであって、ようやくパソコンが届いて、12月からホームページ等で市民の皆様にご覧いただくことでオンラインの相談ができるよということをお知らせしているし、乳幼児健診とか、母子手帳の発行等のところでも周知今し始めたところであるので、これからになる。

富樫 雅男 ありがとうございます。

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第2款 総務費

(説 明)

市民 課長 16P、17Pを御覧ください。2款総務費、1項9目の交通安全対策費である。交通安全対策費職員人件費89万1,000円の減である。こちらのほうは、人事異動や給与改定に伴う人件費の調整によるものだ。

税務 課長 次に、2款2項徴税费、1目税務総務費、説明1の税務総務費経費だが、年が明けると2月から税の申告相談が始まる。こちら本年度については、新型コロナウイルス感染症予防対策として、相談会場の3密を回避するために、電話による事前予約制という形で運用したいというふうに考えている。計上の予算については、主にこの予算ということだ。この予約受付業務に従事をしていただく会計年度任用職員の方の人件費をお願いするものである。同じくその下、説明2の税務総務費職員人件費だが、人事異動に伴う職員人件費の調整等によって637万2,000円の減額をお願いするものである。次にその下、2款2項2目賦課徴収費、説明1の賦課徴収経費の印刷製本費13万円になるが、今ほどの税の申告相談における事前予約制について周知を図っていくということ、そのためにまず町内、集落などに掲示をしていただく周知用のポスター、こちらと市報の挟み込みのチラシを製作いたしている。こちらの予算執行によって、年度末までに印刷製本費不足が見込まれる額について、このたび補正をお願いするものである。以上である。

市民 課長 18、19Pを御覧ください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の説明1、戸籍住民基本台帳費職員人件費641万4,000円の減である。こちらのほう、人事異動や給与改定に伴う人件費の調整によるものだ。

第3款 民生費

(説 明)

福祉 課長 18、19Pの一番下のほうになる。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、説明の1、地域生活支援経費46万1,000円は、令和元年度の実績による返還金である。次の説明の2は18、19P、それと20、21Pまでまたがるが、障害者自立支援経費1億2,751万7,000円であるが、障害福祉サービス費では、グループホームや就労継続支援B型等の新規開設による増加、放課後等デイサービスの新規開設や利用者の増による補正である。また、返還金は、令和元年度の実績によるものである。

保健医療課長 説明欄3の国民健康保険特別会計繰出金1,871万9,000円の計上であるが、これは職員人件費の調整及び保険基盤安定負担金、財政安定化支援事業の額の確定に伴うものである。

福祉 課長 説明欄の4、社会福祉総務費職員人件費は、人事異動や給与改定等に伴う補正である。

介護高齢課長 3款1項3目老人福祉費、説明欄の1、高齢者生活支援経費199万9,000円だが、軽度生活援助サービス委託料と高齢者向け住宅整備費補助金については、それぞれの

これまでの実績と今後の利用見込みから追加をお願いするものである。2の介護予防サービス計画経費、予防給付ケアマネジメント委託料50万円だが、これまでの実績と今後の利用見込みから不足額の追加をお願いするものである。

- 保健医療課長 説明欄3の後期高齢者医療特別会計繰出金95万8,000円は、職員人件費の調整及び保険基盤安定負担金の額の確定に伴う計上である。
- 介護高齢課長 4の介護保険特別会計繰出金1,330万円だが、介護給付費の実績見込みによる追加分と職員人件費の調整等に伴う繰出金の追加である。続いて、5の老人福祉職員人件費169万6,000円だが、職員人件費の調整による追加である。次に、3款1項4目老人福祉施設費、説明欄1、老人介護施設経費の工事請負費の1,171万5,000円だが、山辺里デイサービスセンター食堂ホール等空調設備取替え工事である。
- 市民課長 続いて、3款1項5目国民年金事務費である。説明欄の1、国民年金事務経費返還金33万円である。こちらのほうは、平成元年度の年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金で、国の決算審査で超過交付が判明したため、今回32万9,782円を返還するものである。次に、説明欄の2、国民年金事務費職員人件費、期末手当1万7,000円の減である。こちらのほうは、給与改定に伴う人件費の調整によるものだ。
- こども課長 それでは、同じページの一番下のほうになるけれども、3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費である。説明欄の1、児童福祉費一般経費の返還金55万4,000円については、令和元年度の子ども・子育て支援交付金の精算に伴う返還金である。次の説明欄2、児童虐待・DV対策等総合支援事業経費1万3,000円については、次のページにわたるが、令和元年度の児童虐待・DV対策等総合支援事業国庫補助金の精算に伴う返還金となっている。次の説明欄の3、児童福祉総務費職員人件費及び説明欄の4、ことばとこころの相談室職員人件費については、人事異動等に伴う人件費の調整になっている。続いて、3款2項3目の児童措置費である。説明欄の1、保育園運営経費の引継ぎ保育委託料123万5,000円については、令和3年4月から神林地区の向ヶ丘保育園とみのり保育園を指定管理とすることから、この指定管理が円滑に保育移行できるように引継ぎ保育を実施するための委託料である。説明欄の2、認定こども園運営事業経費の子育て支援センター事業補助金9万6,000円であるが、先ほど歳入のほうで国庫補助金、県補助金で財源として3万2,000円ずつあったけれども、この補助金9万6,000円の財源が3万2,000円ずつあった。こちらについては、認定こども園による子育て支援センター事業の補助金の9万6,000円の増額だ。こちらは、基準額の改正が上がって補助金の額が増えたということに伴う補正9万6,000円である。それから、説明欄の3、児童措置費職員人件費及び説明欄の4、保育園職員人件費については、人事異動等に伴う職員の人件費の調整である。次、3款2項4目の学童保育費、説明欄の1、学童保育経費786万4,000円の補正であるけれども、こちらについては、消耗品費180万円であるが、これ新型コロナウイルス感染防止対策に係る消耗品の経費で、滅菌消毒薬とか、消毒時に使用する手袋、そういった消耗品などを購入する経費である。修繕料22万4,000円については、学童保育所で使用しているエアコンの修繕料になっている。庁用器具購入費44万5,000円については、こちら南町の学童保育所で使うための空気清浄機、これはコロナ対策の関係、絡みだけれども、空気清浄機と、それから子どもたちが遊ぶための玩具、こちらを新たに購入するための予算44万5,000円である。それから、返還金の539万5,000円については、令和元年度の子ども・子育て支援交付金の精算による返還金となっている。以上だ。

福祉 課長 次のページ、24、25Pを御覧ください。3款3項生活保護費、1目生活保護総務費、説明欄1、生活保護経費3,262万8,000円は、令和元年度の実績による返還金である。説明欄の2、生活保護総務費職員人件費については、人事異動や給与改定等に伴う補正である。

第4款 衛生費
(説明)

保健医療課長 4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、説明欄3の保健衛生総務費職員人件費505万2,000円は、異動等に伴う職員人件費の調整によるものである。その下の4款1項2目予防費、説明欄1の母子保健経費40万円であるが、これは決算見込みによる不妊治療費助成金の不足額を計上したものである。その下、説明2の予防費職員人件費1,143万9,000円の減額は、職員人件費の調整によるものである。以上だ。

環境 課長 同じページ、4款1項3目環境衛生費、説明欄1、環境衛生費職員人件費545万4,000円の増。続いて、次ページにもわたるが、4款2項1目清掃総務費の清掃総務費職員人件費の408万円の減があるが、これは人事異動及び給与改定に伴う人件費の増減である。同じく、4款2項2目塵芥処理費であるが、説明欄1、ごみ処理場運営経費、測量設計等委託料における176万円については、旧ごみ処理施設の解体費用の概算費用を正確に把握するための予備設計費の委託料である。4款2項3目し尿処理費、説明欄1、し尿処理施設管理運営経費540万円の増、これはこれまで荒川地区及び関川村のし尿処理を胎内市におけるし尿処理で受入れ処理していたものを胎内市の処理施設の廃止に伴い、新たに荒川地区、関川地区のし尿を村上市し尿処理場で受け入れることに関して、処理薬剤費の増減分の額である。以上だ。

第2条「第2表 債務負担行為補正」

(説明)

介護高齢課長 第2表、債務負担行為補正は1行目、村上市老人福祉センター指定管理料、2行目、荒川いこいの家指定管理料についてである。令和2年度については、協定の締結を今年度中に行うためである。説明も、指定管理料は令和3年度からになる。以上だ。

福祉 課長 その次の3行目、やまびこの家指定管理料については、指定管理に伴う債務負担行為である。実際契約上は令和3年度からになる。以上だ。

環境 課長 4行目、村上市し尿処理場指定管理料についても、令和2年から令和7年間の5年間の指定管理に伴う債務負担行為である。実契約については、委託期間については令和3年から8年までの5年間としている。以上だ。

歳出

第2款 総務費
(質疑)

鈴木いせ子 17Pの税務総務費で、申告が密になるので、電話予約をしていきたいというのだが、どのようになるのだろうか。

税務 課長 今ほどのご質問になるが、従来市で行っている申告相談の受付については、特に予約とか必要なく、その方々が基本的にはご自分の希望の日に来ていただく、もしくは集落ごとにご指定をさせていただいて、お願いして来ていただいているところもある。しかしながら、実際やはり期間中、最初のうちだとか、曜日でいうと月曜日

が混んだりとか、そういった状況が発生している。今年度については・・・今年度以降になるかと思うのだが、その3密を回避するという事で事前に、これは12月15日の市報のほうにチラシのほうを入れたいと思っているが、事前に市の税務課になるけれども、予約の専用のコールセンターを設置するので、そちらのほうに事前に予約を入れていただいて、いついつ、どこに、何時にという形で予約を取っていただくという形で運用したいと考えている。

鈴木いせ子
税務 課長

そうすると、大変混み合うかと思うのだが、その対策はどのように考えている。あらかじめ予約、その枠を設定している。結局一度に多くの方が混み合わないような形で枠を設定しているので、ご希望をお聞きしながら、当然ご希望に添えない時間帯だとか、曜日だとか、日時が発生することは考えられるのだが、基本的に予約して、お医者さんの予約みたいな形で考えていただければいいかなと思うのだが、事前に予約を入れていただいて来ていただく。枠自体については、昨年度までの来庁者の実績を踏まえて設定しているので、例えば予約が全く入らないとか、受け入れられないとか、そういうことはないかというふうに考えている。

鈴木いせ子
税務 課長

今までどおり、では集落単位とか、そういうふうなことを考えているのだね。既に区長会だとか、そういった形で事前の周知を始めているが、従来集落ごとの予約という形を取っていた区域もあるが、集落ごとの予約ということではなくて、個人の方が来たい日時を指定していただいて、それぞれ予約を取っていただくという形になる。

第3款 民生費 (質 疑)

上村 正朗 22、23 P、3款2項3目で、保育園の運営経費123万5,000円の引継ぎ保育委託料ということだけでも、この委託料の積算根拠をお示しいたきたいと思う。

子育て支援室長 委託料の中身なのだけれども、ほぼ人件費ということになるけれども、園長クラスの業務ということで2人を7日間で112時間の計上、あと主任クラスの業務ということでお二方を14日間、計224時間、クラス主任の保育士ということでお二方を12日間、計192時間、調理業務ということで4人の方を2日間、64時間、用務員の業務ということでお二方を4日間、64時間という中身で計上させてもらっていた。

上村 正朗 分かった。クラス主任2人、2日間だったか。

子育て支援室長 お二方が12日間という方での説明だった。

上村 正朗 引継ぎということで、新しい人が保育園の仕事を覚えるのは恐らくこの時間で大体大丈夫というか、こんなものだと思うけれども、子どもと保育士さんが慣れるみたいな、そういう何か期間とか、そういうのはあれなのだろうか。

子育て支援室長 今申し上げた引継ぎ保育の時間では、その保育園の保育室の中に入って、実際に子どもたちと触れ合うだとか、保育をするという中で引継ぎ時間も入っている。

上村 正朗 具体的にどういうあれなのか分からないけれども、ちょっとイメージがなかなか湧かないのだけれども、結局職員の方かなりがらっと替わるわけだね。子どもとの引継ぎではないけれども、この先生が4月から来るのだよみたいなのを今年度中にやるのだと思うけれども、どこまでやれば十分かというのはあれなのだけれども、時間的には大丈夫なものなのだろうか。

子育て支援室長 この時間数については、当然受けてもらう颯和会さんのほうと協議をいたして、

- この時間数で十分やっていると、対応可能ということでの計上である。
- 上村 正朗 問題は、颯和会さんがどう考えるかというか、子どもがそれで十分かどうかということだと思うので、今までも同じような経験というのはあるのだろうか。やっぱり小さい子どもさんだから、順応力はあると言えばあるけれども、その辺が4月で、10月1日で担当の先生ががらっと替わる中で、いろんな情緒不安定だとか、そういうことになると非常にまずいなと思うので、その辺はぜひ、当然だと思うけれども、こども課さんも状況をしっかり注視する中で十分な引継ぎというか、特に子どもの安定が一番大事だと思うので、その辺で遺漏がないようにというか、不安定になるようなことがないように、引継ぎ期間にしっかりまた注視をお願いできればと思う。以上だ。
- 鈴木 一之 今ので関連していて、逆に今度指定管理に移るということであって、今まで公立という格好で親御さんたちもお預けされていたのだが、希望状況というか、そこにまた再度指定管理だということの中で理解されて入園される格好であると思うのだが、大幅にそこ変わっているとか、そういうことはどうだろうか、あるだろうか。
- 子育て支援室副参事 11月16日現在で保育園の入園の申込みの一次受付を終了している。その申込み状況については、神林地区の向ヶ丘保育園、みのり保育園については、指定管理者に来年度からなるという状況については保護者に説明した上での申込みになっているが、特別人数についての大幅な増とか、減とかというところは見込まれていない。
- 鈴木 一之 ありがとうございます。引き続き、その辺りを保育の現状と併せていい意味での伝達をしていただければと思っている。次に、ちょっといいだろうか。
- 長谷川分科会長 どうぞ。
- 鈴木 一之 児童福祉総務費の2の児童虐待とDV対策等総合支援事業経費とあるのだが、村上市としては、今本当に社会問題の一因となって、児童虐待というのがいろんな面で大いに語られているというか、現状があるのだが、村上市に至ってはその対策というか、これからその点も含めて村上市としてはどう行っていくかとか、方針もちょっと伺いをさせていただければと思う。
- こども課長 ただいまこういう案件については家庭児童相談室、こちらで担当して個々のケースについていろいろ事情をお伺いしたり、実際現場にも行ったりして対応している。今後も、県の家庭児童相談所とか、そういったあたりと十分連携取りながら丁寧な対応をしていく、これは今までもそうしてきたけれども、今後もそういったことで、本当に案件が千差万別なのだけれども、非常にデリケートなことが多いので、慎重に、また丁寧に対応していくというのが我々の姿勢である。
- 鈴木 一之 地域もいろんな面で行政とも地域の方々とも、虐待というのは目に見えないところであるが、いろいろ地域性の中にもあるように、やっぱり横のつながりの中で情報補完をしながら実態の調査というか、なかなかデリケートなことであるが、その点も踏まえて行政の横のつながりの中ででも一日も早く発見し、そして相談所等々に相談するようなシステマ的なものを日常心得ていただければと思うが、お願いいたします。
- こども課長 地域との連携ということで、実際のところ個々のケースを調査して探すというのはなかなか難しいのだけれども、情報として入ってくるのはやはり学校、保育園、それから民生委員さん、それから本当の近所の方、そういったあたりが中心になる。だから、地域の連携は本当に大切であるので、これからも力を入れていきたいと思

う。

上村 正朗

すみません、先ほどの保育園運営経費、引継ぎ保育委託料の関連なのだけれども、新しい保育園の人事というか、園長2人、あと主任2人、あとクラス主任とか、その辺はもう固まっているのかということ、もう12月だから、来年4月の話なので。あとは、公立保育園の非正規の方もそこに応募されていると思うのだけれども、その辺の公立保育園の今保育士さんでこの2つの保育園に採用される方が何人ぐらいいらっしゃるのかみたいな、人事の関係で今の段階で分かるものなのか、分かるのであれば。でも、なかなか分からないか、その辺どうなのだろうか。

こども課長

まだ確定したとかいう話ではない。今人、人選も含めてまだ募集中ということのようだ。現在市のほうからの会計年度任用職員の方々から採用するというようなことも当然なので、そういった方々にそれぞれ地区ごとに説明会等設けて、直接お話しに行き募集をされているというふうには聞いている。また、その辺のところもう少し時間がかかるのかなと思っているので、また颯和会のほうに適宜確認していきたいと思う。

子育て支援室長

採用状況についてだけれども、向ヶ丘保育園で正規12人の配置は決まっていると。そのうち6人が会計年度任用職員さん、今どこの保育園に勤めているかはちょっと分からないけれども、6人の会計年度任用職員さんを採用予定だということである。あと、みのり保育園については、正規で11人の配置が決まっていると。そのうち会計年度任用職員さんが6人ということでは聞いている。

上村 正朗

ありがとうございます。園長が誰になるかということも非常に大事なことだと思うので、村上は長い公立保育園の歴史があるわけなので、地元で優秀な人材もとにかくいっぱいいらっしゃると思うので、そこまで法人に言えるかどうかは別としても、先の話だけれども、も含めて指定管理料、大事な、大事な村上市の税金なので、基本的には地元の方がやっぱりなるべく多く採用しないと、市外の人にばかり、それは採用の基準というのがあるので、やむを得ない面もあると思うけれども、特に園長人事ということになると、地元のことがよく分かる方をちゃんと座るように市のほうからも、なかなかどこまで言えるかは別だけれども、その辺ぜひご配慮お願いしたいと思う。以上だ。

第4款 衛生費

(質 疑)

鈴木いせ子

25Pの予防費の母子保健経費で、不妊治療の方が多くて今40万円の補正を組むのだということなのだが、大変いいことだと思うのだけれども、そうだよな。

保健医療課長

これについては、4月から9月までの過去3年間の実績、数字をこのたびと比較すると、例年より約40万円ほど実績としてこのたび上がってきているので、後半10月から3月まで同じように申請、同じような金額が申請されても不足が生じないように、あらかじめこのたび補正をさせていただいたものである。

鈴木いせ子

ちなみに、40万円というのは何人分ぐらいの金額か。

保健医療課長

不妊治療については、体外受精のものとそれ以外のものと2種類の不妊治療の助成があって、それぞれ近年は、合わせて延べ人数だけれども、40人超えの申請をいただいているが、何人というものではなくて、それぞれの方が幾ら申請するかが人によって、治療内容によって違うので、私どもこの予算を見る上では人数ではなくて、金額として足りそうかどうかということのところを勘案して、このたび不足が生じないよ

うに計上したものである。

鈴木 一之 私も、不妊治療のことについてであるが、医療的なことでは病院等々でケアしておられるのだけれども、何か不育症とか、一度流産とか、死産された方は、やっぱり心が傷んでいるというか、病んでいて、そういう人たちのケアというか、そういうことも併せて医療的なものの中で病院等でケアするのもあれなのだが、そういうちょっとデリケートな面でいろいろと個人的にお話ができないということもあろうかと思うのだが、そういう精神的、心のケアみたいなのも併せてされていければと思うのだが、その点はいかがだろうか。

保健医療課長 的確なフォローになるかどうかはあれだけれども、保健師のほうで随時いろんな健康面の相談を受け付けているので、そういった方に関しては、遠慮なくご相談いただければいいかと思うし、そこで医療的な内容であれば、基本的に医療機関につないだり、専門機関につないだりということで、分かる範囲でのご相談を受けて、また必要などころで必要な支援のところにおつなぎするというところで、遠慮なくご相談いただければと思う。

鈴木 一之 あわせて、その点を含めてケアをしていただいて、大分不妊治療で子どもさんも増えたというか、そういう事例があるので、ぜひとも村上市もその辺りも先頭になりながら行っていただければと思うので、よろしく願いいたす。

三田 議長 これは27P、いよいよ待望久しい焼却場のいわゆる測量設計等委託料、今日朝日の議員さん4人お見えだけれども、これ補正で盛った理由というのはあるか。

環境 課長 当計画については、9月の定例会で市長の答弁にあったように、来年度以降計画を開始する予定であった。ただ、この全体計画の中で一番ウェートを多く占めるその旧ごみ処理場の解体、この事業費については、やはりその計画スタートする前に正確に概算費用を我々担当としても把握したい、そういった思いから今回今年度の12月補正として計上させていただいた。

三田 議長 これ副市長にあれだけれども、これは迷惑施設ということで非常にあれなので、地域の方々もあれなので、スケジュール、この設計委託が決まり次第、我々もそうだけれども、地域にも早急に示して理解を得られるように取り組んでもらいたいと思うが。

副 市 長 関係の地区の皆様方には大変ご迷惑というか、不安を抱かせてきたというふうにも思っている。ようやくここへ来て最終的なそんなふうな方向も出てまいった。今環境課長が申し上げたように、補正という形ではあったけれども、そういった準備を整えながらこれまで多少時間を要したということもご理解いただきたいと思う。もちろんこの予算を可決承認いただいた後には、改めて具体的なスケジュールをお示ししながら、延滞することなく順次進めていけるように私のほうからも心得て進めさせていただきたいというふうに思う。よろしく願います。

長谷川分科会長 ちょっと特別委員会の分科会の総務のほうの分科会長も来ているので、予防費の一連でちょっとお聞きしたいのだけれども、今回のそのインフルエンザの接種の助成、妊婦さん、18歳以下の子どもさんというので、2,000円の助成やったよね。ところが、実際病院とか、個人病院によっては、4,000円かかって半分の助成のところもあるし、2,000円以下で間に合っている病院とかもあるわけだ。何かあまりにもコロナの、はっきり言えば一連のあれでもってやっている割合に、市民から見たら助成の倍取られるというところと、それ以外で2,000円以下でも接種できるようなというの、その不平等さというのがどうも納得できないという人もいるのだ。実際そうい

うようなところはあったのか、今回。教えてくれるか。

保健医療課長 当初制度設計する際に、接種料金については、医療機関によってまちまちだということは承知していた。だが、あくまでもこのインフルエンザの予防接種については、高齢者以外は任意の接種であるし、ご自分で医療機関に予約をいただいているものである。あくまでも助成の上限額を決めたものであって、当然2,000円以下の場合、上限の範囲の中でその2,000円以下の、1,900円だったら1,900円の助成として委託契約を結んでいるものである。市としては公平に皆さんに2,000円という金額をお示ししたつもりである。

長谷川分科会長 今の、例えば任意だということは、高齢者の人も任意なわけだよね、これ。結局受けたくない人は受けなくてもいいという形なわけだろう、無料の助成。無料にするといっても、受けたくない人は受けなくてもいいというやり方しているわけだ。それで、実際その病院のホームページとか見ると、インフルエンザのもうワクチンないからといってみんな断っている。だけれども、実際市の市報の中では、12月末までに65歳以上の高齢者に対しては無料で接種するけれども、1月になったら1,650円だか何か払ってくれというふうに言っている。でも、実際もうはっきり言えばないと。在庫がないというような状況にあるわけだよね。だから、ちょっと医師会が一つのくくりでその予防接種を引き受けたのではなくて、個人が薬品メーカーに高いか安いかの在庫の仕入れ値でもってその4,000円するようなどころもあるし、2,000円以下で収まって接種できるところがあるというのは、ちょっと私納得いかないのだ。だから、これ予防接種やるときに、やっぱり医師会だったら医師会である程度の上限と下限ぐらいをあれして、その中で村上市が市民にある程度一定した形の助成をやるのだというふうな形にしない限り、これ後でおかしくなるのでないかなというような気がするのだけれども、副市長、どう思うか、この件。

保健医療課長 すみません、まず高齢者の予防接種については法定である。法定であるので、単価は新潟県で単価が決めていて、その単価の中でもともと補助があって、補助をした上で個人負担が千六百何がしらの個人負担になるということであるので、妊婦の方や子どもの皆さんとの立つつけが違うということをまずご理解いただきたいと思う。その上で、このたびの単価統一については、法定でない部分であるので、各医院の中で営業の部分、医業収入の部分のところもあるので、そこまで市でお願いしてかちっと決められるものでは協議の結果なかったものだから、市としてできる上限額の補助ということをお願いしたものである。また、入荷についても、市長答弁の、議会のほうでも答弁させていただいたとおり、各医院によって毎年の入荷状況があるので、それを大きく超えた予約ができない状況であったので、それを踏まえた上で上限2,000円ということを決めさせていただいたものなので、ご理解願いたいと思う。

長谷川分科会長 もちろん理解はしているつもりなのだが、例えば教育長が子どもたちのその接種率がどれぐらいになっているのだからというのも分からないし、それから妊婦さんがどれだけ受けたのだからというのも、我々にとってみれば分からないし、実際その辺で3月末あたりまでにちゃんときちんと精査してもらいたいというふうに思っているのだけれども、確かに高齢者は今言ったように法定で、受けるか受けないかは別な問題だから、個人の問題だからいいのだけれども、だけれども、子どもたちがこのコロナ禍でもって万が一かかったらということも考えた場合に、教育委員会とか、保健医療課とか、それからこども課とかと横のつながりで、やっぱりきちんと

希望者が受けられるような体制というのも最初から構築できたのではないかなと思うのだけれども、その辺ちょっと検証してもらいたいと思うのだけれども、副市長、どうか。

副市長 ご指摘の部分は、私も認識をしているし、今保健医療課長が申し上げたように、限られたワクチン量、例年よりも多いという情報は入っていたけれども、ではそれが希望される方全てに満たされる分があるのかということからすると、やっぱり不安があったことは事実である。ただしかし、同時発生を防ごうということと、特に高齢者の皆様方については、危険率も高いというようなことの情報もあるので、早めにお受けをいただきたいという、そんな実は思いもあって制度を仕組んだわけである。一般質問でもお答えしたように、65歳以上の方については、例年の5倍の方がいち早く接種を受けていただいたという意味では効果があったのではないかな。それを促すという効果はあったのではないかなというふうに思う。ただしかしながら、そのことによって受けたいと思う方全員がなかなかその量が足りずに受けられないでいるという現実もあるわけである。特に子どもたちについてはどうなのかということは、これはしっかりと検証も必要になってくるだろうというふうに思う。課題として、あるいは反省すべき部分として、そこはしっかりと踏まえながら、今後対策を打つときにも十分配慮するということを考えていきたいというふうに思う。

長谷川分科会長 終わる。

鈴木 好彦 関連でちょっと確認させてもらいたいものだけれども、今回のインフルエンザの接種に当たって、予約という呼びかけがされていた。その中で、かかりつけ医というキーワード、これは市が公に発した言葉なのだろうか。それとも、ちまたで自然発生でできたかかりつけ医に予約せよという言葉が出た。それは、かかりつけ医に予約してくれということは、市として出したものなのだろうか。

保健医療課長 すみません、資料を持ち合わせていなかったもので、確実なところはちょっと不明な部分もあるけれども、妊婦の方については、かかりつけの医院でというような表現は国からのものにあっただと思う。あと、高齢者の方については、それぞれいろんな病気をお持ちの場合もあるので、基本的にかかりつけ医がいいだろうということで、そういった表現をさせていただいたものである。また、お医者さんによっては、かかりつけの人しか受けないというお医者さんもあるし、フリーでどなたでも大丈夫だよというお医者さんもある。また、予約だけというお医者さんもあるし、予約ではなくて直接おいでいただいた方、かかりつけの患者だけだという方も様々なものが、医療機関があったので、そういった表現にさせていただいたものである。

鈴木 好彦 かかりつけ医が市から公式に発せられたかどうかということを確認できないまま踏み込んだ話はちょっと難しいのだけれども、というのは、健康な方というのはかかりつけ医を持っていないわけだね。そういう方に対しても、かかりつけ医に予約せよという矛盾が生じたものだから、今後それが市がやったかどうかは別にして、その辺の検証というか、注意をお願いしたいということだ。

保健医療課長 ご意見ありがとうございました。

第2条「第2表 債務負担行為補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

【賛否態度の発言】

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたが賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第151号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（長谷川 孝君）閉会を宣する。

（午後 0時05分）